

また、調理室の必置基準については、これまでの規制改革等により以下の特例が認められている。

○分園方式の保育所では、中心保育所に調理室があり、調理員がいれば、調理室の設置及び職員の配置が不要

○幼稚園や学校の余裕教室を使って保育所を整備する場合には、園・学校の給食設備の共用が可能

○「認定こども園」では3歳児以上には外部搬入方式が可能

一方で、構造改革特別区（特区）事業として「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」があり、全国展開への検討が重ねられているが、まだ結論は出ていない。アレルギー児等特別な配慮を要するケースへの対応を十分に行う前提で、全国規模で外部搬入方式の導入を検討し、結論を得るべきである。

## **b 地域の実情に応じた施設の設置の促進**

平成19年末に取りまとめられた「子ども家族を応援する日本」重点戦略では、「次世代育成支援に関連する給付・サービス、とりわけ仕事と子育ての両立や家庭における子育てを支える社会的基盤となる現物給付の実現に優先的に取り組む必要があり、これを支える効果的な財源投入が必要である」とされている。現物給付の最たるものとして、厚生労働省は認可保育所を公的保育の核と位置づけているが、昨今の地方の財政状況や、上述のような地域の実情に応じた柔軟な設置が認められない全国一律の施設最低基準により、認可保育所はその設置数がなかなか増えないのが現状である。さらに、平成19年には認可保育所の定員が対前年比で約3万人増加したものの、待機児童数は約2千人しか減少しなかったなど、認可保育所が新たに開設されても、潜在需要が喚起され、定員数の増加分ほどは待機児童数が減少しないという状況に陥っている。

一方、設置・経営主体別の費用の負担構成のグラフが示すとおり、この例では、公営の認可保育所は高コスト及び利用者の少ない負担で運営されており、公務員である職員の人件費を賄うための地方公共団体による上乗せ負担が他の経営形態に比して突出している。

したがって、私営認可保育所や認定こども園、認証保育所等、様々な施設のサービスや運営効率、利用者満足度の相互比較を行うなどして、限られた財源を効率的に活用し、施設の設置を進めるべきである。